平成２５年（フ）第１３５３６号
東京都葛飾区金町５丁目31―３―205
債務者　佐々木由夏
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８９号
東京都八王子市元八王子町２丁目2030番地１
債務者　庄司佳世子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２３６２号
東京都世田谷区千歳台１丁目38―10―102
債務者　佐野　　敬
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３６３号
東京都世田谷区千歳台１丁目38―10―102
債務者　佐野　早苗（旧姓藤木）
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６１号
東京都小平市鈴木町２丁目614番地の19グリーンシティ101号
債務者　岩崎　竜也
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３５３１号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲432―６
債務者　森山　明彦
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５３２号
東京都練馬区向山２丁目９―２―302
債務者　栗原　早映
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５３５号
東京都世田谷区桜丘５丁目45―２―210
債務者　熊倉　直美
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月27日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２７号
兵庫県神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１　ポートアイランド団地61棟906号、開始決定時の住所愛媛県東温市南方1992番地３
破産者　森本　　實
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２３号
高知市東雲町９番14号　マンションタケシⅠ・102
破産者　明坂　ゆみ
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８６５号
茨城県水戸市元吉田町879番地の４グランドソレーユ103号、住民票上の住所福岡市東区馬出１丁目19番25号
破産者　東輝住建・秦建装・ハタ建装こと　秦　康晴
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２１６号
福岡市南区曰佐２丁目４番22号
破産者　森住　　晃
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３５２号
福岡市博多区吉塚２丁目20番３―611号
破産者　大隈　正明
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４５３号
北九州市八幡西区竹末１丁目１番27―102号
破産者　黒田　孝男
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４５４号
北九州市八幡西区竹末１丁目１番27―102号
破産者　黒田ユキ子
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３０４号
佐賀市朝日町７番４号
破産者　澁谷　要一
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
佐賀県佐賀市鍋島４丁目２番１号　昭和コーポ203号、前住所佐賀県神埼郡吉野ヶ里町石動2029番地３
破産者　大隈　則男
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係